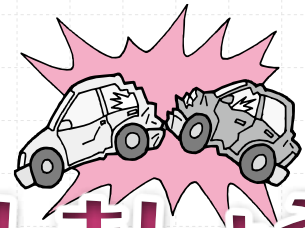


平成26年度の加入受け付けが始まります

万一の事故に備えて

交通災害共済に加入しましょう



平成25年中は、市内で2,203件の交通事故が起こっています。交通事故を無くするためには、ルールを守るだけでなく、気持ちのゆとりと譲り合いの精神を持つことが大切です。しかし、ルールを守っていても、どんなに注意をしても交通事故に遭うことがあります。そこで、万一の事故に備えて加入していただきたいのが交通災害共済制度です。

この制度は、市民の皆さんが会費を出し合って、加入された方が交通事故に遭ったときに、お互いに助け合う制度です。皆さんも家族全員で交通災害共済にご加入ください。

●加入資格

本市の住民基本台帳に登録されている方

●共済期間

4月1日から平成27年3月31日までの1年間

※共済期間内に市外へ転出した場合は効力を失います。

●費用

1人年額500円

※10月以降に加入する場合は250円

●加入方法

2月1日(土)から3月31日(月)までは、自治会を通して加入の取りまとめを行います。また、防災安全課では年間を通して随時受け付けています。

●対象となる交通事故(日本国内の道路上において発生した次の人身事故に限る)

- ・車両(自動車、原動機付自転車、自転車、バスなど)に乗車中の衝突、転落、接触による事故
- ・歩行中に発生した運行中の車両との衝突、接触による事故

●対象とならない交通事故

- ・故意による場合
- ・無免許運転または飲酒運転
- ・地震、噴火、津波など天災に直接起因した交通事故
- ・歩行中の単独転倒による事故
- ・道路以外の場所での事故(個人の宅地または企業・工場敷地内、農耕作業中の場合など)

●見舞金

| 種類 | 区分 | 見舞金額 | |
|---------|--|--------------|----------|
| 死亡見舞金 | 事故発生の日の翌日から起算して180日以内に死亡したとき | 1,200,000円 | |
| 後遺障害見舞金 | 事故発生の日の翌日から起算して2年以内に、身体障害者福祉法施行規則の規定による障害等級2級以上の障害と認定されたとき | 700,000円 | |
| | 事故発生の日の翌日から起算して2年以内に、身体障害者福祉法施行規則の規定による障害等級5級以上3級以下の障害と認定されたとき | 600,000円 | |
| 医療見舞金 | 実治療日数 | 180日以上 | 140,000円 |
| | | 150日以上180日未満 | 110,000円 |
| | | 120日以上150日未満 | 90,000円 |
| | | 90日以上120日未満 | 70,000円 |
| | | 60日以上 90日未満 | 55,000円 |
| | | 30日以上 60日未満 | 40,000円 |
| | | 7日以上 30日未満 | 30,000円 |
| | 7日未満 | 14,000円 | |

※平成26年3月31日までの事故は従来の見舞金額が適用されます。

- ・実治療日数は、入院日数と通院日数(医師の診察を受けた回数)を加えたものです。
- ・原則として交通事故証明書、救急車出動証明書(公的証明書)、医師の診断書(コピー可)が必要になります。交通事故証明書または救急車出動証明書がない場合は、実治療日数が30日以上でも支払われる見舞金の上限が20,000円となります。

●見舞金の請求期限

- 死亡・医療見舞金の請求期限
事故発生の日の翌日から2年以内です。請求期限を経過したときは無効になります。
- 後遺障害見舞金の請求期限
事故発生の日の翌日から3年以内です。請求期限を経過したときは無効になります。

▶問い合わせ 同課交通担当(内線284)

軽自動車やバイクなどの廃車・変更の届け出をお忘れなく

軽自動車・バイクなどに発生する税金は、毎年4月1日現在の所有者(登録名義人)に課税されます。次のようなときは、必ず届け出をしてください。

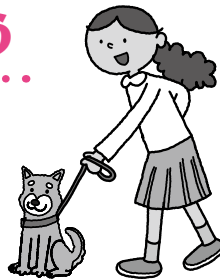
- ・ 売買や譲渡により、所有者が変わった
- ・ 転出した
- ・ 車両を入れ替えた
- ・ 所有者が死亡した
- ・ ナンバーが付いているが、壊れてもう乗ることはない車両を所有している
- ・ 車両を盗まれてしまい、今は所有していない

| 車 種 | | 届け出に必要なもの | 届け出・問い合わせ |
|--------------------------|---|--|---|
| 原動機付自転車 (125cc以下のもの) |  | 名義変更 → 新名義人の印鑑 標識交付証明書 譲渡証明書 | 税務課市民税担当(内線235) |
| 行田市・南河原村 ナンバーの車両 | 廃 車 → ナンバープレート 名義人の印鑑 標識交付証明書 | | |
| 小型特殊自動車 (農耕用トラクターなど) | 検査登録事務所交付 ナンバーの車両 「熊谷99め」ナンバー | ①検査登録事務所には 廃 車 → ナンバープレート 自動車検査証 印鑑など ②市役所には 名義変更 → 自動車検査証返納済証 譲渡証明書 新名義人の印鑑 廃 車 → 自動車検査証返納済証 名義人の印鑑 | 検査登録事務所と税務課の両方へ 届け出が必要です ①関東運輸局熊谷自動車検査 登録事務所 ☎532-8122 ②税務課市民税担当(内線235) |
| その他の二輪車 (125ccを超えるもの) |  | 名義変更 廃 車 住所変更 → 手続きの種類により必 要書類が異なりますの で、届け出先に問い合 わせください。 | 関東運輸局熊谷自動車検査 登録事務所 ☎532-8122 |
| 軽自動車 (三・四輪車) |  | | 軽自動車検査協会埼玉事務所 熊谷支所 ☎574-1662 |

▶問い合わせ 同課市民税担当(内線235)

犬のふんは持ち帰りましょう

最近、「犬の散歩中のふんが放置されている」という苦情が多く寄せられています。ふんをそのままにしておくことは環境上・衛生上よくありません。また、土地の所有者や管理者にとってはとても迷惑で、通行する人にも不快な思いを与えます。



飼い主はふんを必ず持ち帰りましょう

犬のふんの放置については、「行田市愛犬条例」の中に飼い主が順守しなければならない事項として、「散歩などにより飼い犬を連れ出すときは、ふんを処理するための用具を携行し、ふんをしたときは回収して持ち帰り、適切な方法により処理すること」と規定しています。

散歩中のふんは必ず持ち帰り、飼い主の責任で適正に処理してください。

簡単にできるふんや尿の処理方法

- ・ 犬の散歩のときは、紙(ティッシュペーパーなど)やビニール袋、水を入れたペットボトルなどを持っていく。
- ・ 犬がふんをしたら、紙で覆い、ビニール袋に手を入れてふんをつかむ。
- ・ ふんをつかんだビニール袋を反転し、袋を閉じる。
- ・ 家へ持ち帰る。
- ・ 尿(おしっこ)をしたら、その場所にペットボトルの水をかける。

皆さんがお互いに気持ちよく暮らせる快適な環境と美しいまちづくりのため、犬の散歩をするときは、マナーを守るよう協力をお願いします。

▶問い合わせ 保健センター ☎553-0053

乗用農機具

(コンバイン・田植え機・
トラクターなどの

ナンバー登録は
お済みですか

軽自動車税は、公道を走る走らないに関わらず、対象となる車両を所有していることで課税されますので、乗用農機具をお持ちの場合は登録が必要です(大型特殊自動車に分類されるものを除く)。

購入時には必ず税務課へ届け出の上、ナンバーを取得してください。また、車両を入れ替えた場合も届け出が必要となります。なお、既に対象となる乗用農機具をお持ちで、ナンバーを取得していないものがありましたら、ご連絡ください。

▶問い合わせ

同課市民税担当(内線235)